

## 独立行政法人空港周辺整備機構 平成28年度計画

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条第1項の規定に基づき、国土交通大臣の認可を受けた平成25年4月1日から平成30年3月31日までの期間における機構の中期目標を達成するための計画に基づいた、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間における業務運営に関する計画を定めます。

### <重点項目>

平成28年度においては、以下の内容を重点に取り組んで参ります。

1. 福岡空港に係る空港運営の民間委託化について、「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」（平成25年6月26日法律第67号）に基づき、今後、国による検討・調査が進むなか、当機構においても円滑な事業の承継に向けた取組を行います。
2. 改正通則法に基づく内部統制の強化については、平成26年度より準備を進め、平成27年度当初から内部統制委員会を組織するなど取り組んできたところですが、平成28年度においては、職員への浸透を図るための取組を含め、内部統制システムの充実・強化に努めます。
3. 再開発整備事業については、昨年度行った全施設の一斉点検の結果に基づき、特に安全に関わる箇所の新修等を優先的に実施し、様々なリスクへの対応及び施設保全を図ることにより、施設利用者や賃借人の安全の確保及び資産価値の維持に努めます。
4. 組織運営の効率化については、中期計画において平成29年度末までに実施することとしている事業三課体制から二課体制への見直しを前倒しで実施すべく積極的に取り組めます。

## 1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画

### (1) 業務の確実な実施

#### ① 再開発整備事業

イ 様々なリスクへの対応及び施設保全の観点から、昨年度初めて実施した既存貸付物件全施設の一斉点検において明らかとなった修繕が必要な施設について、特に安全に関わる箇所を優先的に修繕等を実施します。

ロ 従前からの次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- ・騒音斉合施設の資産価値の維持及び安全の確保を図るため、修繕などの維持管理を適切に実施します。
- ・事業継続性の確保を図るため、騒音斉合施設賃借人と面談を行うなど、経営状況を把握するとともに、まちづくりの整合性にも留意しつつ収益性の確保に努めます。
- ・事務処理の効率化を図るため、引き続き貸付物件に係る電子資料の充実を図り、関係者間の円滑な情報の共有に努めます。

#### 【指標】

- ・定期巡回（月）の実施率 100%
- ・新規入居者が暴力団等と関わりがないかの確認 100%

#### ② 民家防音工事補助事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

イ 円滑な事業執行を図るため、関係自治体担当者との会議を開催し、事業の制度周知や情報の共有を行うなど、関係自治体と緊密な連携に努めます。また、自治体広報誌への事業案内の掲載やパンフレット等の配布により住民への事業制度の周知を図るとともに、事業に関する問い合わせや相談に対して迅速かつ適切な対応を行います。

#### 【指標】

- ・交付申請に対する実施率 100%
- ・問い合わせ、相談等に対する適切な処理 100%

ロ 事務処理の効率化及び適正化を図るため、引き続き防音工事システムの的確な運用に努めるとともに、申請書類の見直しを行います。

#### ③ 移転補償事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

イ 円滑な事業執行を図るため、移転対象物件についての照会や申請、境界画定、建物撤去等に至るまでの数々の相談などに対し迅速かつ適切な対応を行います。また、申請手続きを分かりやすく解説した「しおり」を活用し、分かりやすい説明を行います。

#### 【指標】

- ・申請件数に対する実施率 100%（申請者の都合による取り下げ分を除く）
- ・照会、相談等に対する適切な処理 100%

- ロ 事業制度の周知を図るため、関係自治体と緊密な連携を図り、自治体広報誌への事業案内の掲載やチラシの配布により、住民への情報提供を行います。
- ハ 事務処理の効率化を図るため、土地測量、土壌汚染状況調査及び不動産鑑定評価等の各種調査、並びに申請者との契約交渉などのスケジュール管理を的確に行います。

#### ④ 緑地造成事業

次の取組を行い、事業を着実に推進します。

- イ 買収済みの土地約0.1haについて造成・植栽を着実に実施します。

##### 【指標】

・整備予定面積に対する実施率 100%

- ロ 事務処理の効率化を図るため、設計業務及び工事のスケジュール管理を的確に行います。

### (2) 空港と周辺地域の共生と連携の強化

#### ① 国及び関係自治体との連携

- イ 福岡空港周辺環境対策事業が円滑かつ効果的に実施できるよう、国及び関係自治体で構成する「連絡協議会」や業務の調整及び意見交換のための会議等を通じて、国及び関係自治体との十分な意思疎通を図ります。
- ロ 機構が行う周辺環境対策の見直し等にあたって、国との密接な連携のもと、関係自治体と十分な意思疎通を図ります。

#### ② 広報活動の充実

機構の事務・事業の運営状況について、的確な情報を積極的に提供し、透明性を確保します。

- イ ホームページにて、公共工事に係る発注情報や契約結果情報の提供及び毎事業年度に係る事業報告書や決算報告書などの財務情報などを適切に公表します。
- ロ ホームページについて、常に最新の情報に更新します。また、情報の正確性を確保するとともに、より理解しやすい内容への見直しを行います。
- ハ 関係自治体と連携を図り、パンフレットの配布及び自治体広報誌への情報掲載等の広報活動を行います。また、住民からの申請に基づき実施する民家防音工事補助事業及び移転補償事業については、公民館でチラシを配布するなど、更なる事業制度の周知に努めます。

#### ③ 地域への啓発活動

- イ 環境学習や見学の要望（ホームページにおいて募集）の掘り起こしを図る一環として、近接する中学校へ環境学習等の実施を働きかけるとともに、教育機関等からの要望があった場合には適切に対応し、福岡空港周辺環境対策への理解を得るよう努めます。
- ロ 福岡空港周辺環境対策事業についての地域住民の関心を高め、また、理解を得

るため、「空の日」をはじめとする空港に係る各種行事や「連絡協議会」等を活用し、啓発活動を行います。

#### ④ 地域住民のニーズの把握

次の取組を行い、地域住民のニーズの把握に努めます。

イ ホームページやパンフレット等を活用し、意見を募集します。

ロ 地域の会議等に積極的に参加し、対話を通じた意見等の収集に努めます。

ハ 機構に寄せられた質問・意見について適切に対応を行うとともに、整理・分析を行います。

## 2. 業務運営の効率化に関する年度計画

### (1) 組織運営の効率化

イ 専門職種の有機的な連携及び組織の効率化を踏まえた事業三課体制の二課体制への見直し並びに管理要員の見直しについての計画を定め、適切な要員の配置に向け、出向元との調整を行います。

ロ 将来の事業見込み等にも留意しつつ、更なる組織運営の効率化の可能性について検討を行います。

### (2) 人材の活用

イ 出資者である国及び地方公共団体と綿密な人事調整を行い、事業運営に必要な専門的能力並びに知識を有する人材の確保に努めます。

ロ 職員の能力開発を促進するため、内部研修を実施するとともに、外部研修等へも積極的に職員を参加させます。

### (3) 経費の効率的な執行

#### ① 事業費の抑制

事業費について、引き続き事業の効率的かつ合理的な執行に努め、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

#### ② 一般管理費の抑制

一般管理費（人件費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、引き続き業務の見直し及び簡素化を推進するなど業務運営の効率化を図ることにより、中期計画で定められた削減率の達成を目指します。

### (4) 契約の見直し

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、競争性及び透明性を図ります。

### (5) 適切な内部統制の実施

内部統制については、従前の取り組みに加え、改正通則法の主旨を踏まえた次の取組

を着実に実施し、内部統制の推進を図ります。

- イ 内部統制委員会を開催し、内部統制の推進に関する事項について検討、審議を行い、内部統制システムの継続的な改善に努めます。
- ロ リスク管理委員会を開催し、業務毎における業務遂行の障害となるリスク因子及びリスク発生原因を分析・評価し、リスク低減策の検討を行います。
- ハ 内部評価委員会を開催し、中期計画等の実施状況等について評価を行うとともに、中期計画等の達成に向けた提言を行います。
- ニ 理事長の指示、機構のミッションが確実に全役職員に伝達される仕組み及び職員から役員へ必要な情報が伝達される仕組みを着実に運用します。
- ホ 内部監査機能を充実させるとともに、監査により見出された課題等を着実に業務の改善に生かし、適正かつ効率的な事業執行を図ります。
- ヘ 政府の方針等を踏まえ、空港周辺整備機構情報セキュリティポリシーに基づき、適切な情報セキュリティ対策を推進します。
- ト 内部統制の着実な実施及び更なる充実・強化を図るため、職員に対する研修等を実施します。

### 3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画

予算、収支計画及び資金計画を別紙のとおり策定します。

### 4. 短期借入金の限度額

資金不足となる場合等における短期借入金の限度額は、400百万円とします。

### 5. 重要な財産の処分等に関する計画

該当ありません。

### 6. 剰余金の使途

固有事業（再開発整備事業）の業務運営に必要な経費に充てます。

### 7. その他主務省令で定める業務運営に関する重要事項

#### (1) 人事に関する計画

給与水準については、今後とも国家公務員の給与に関する法律や人事院規則に準拠して適正な運用に努め、その取組状況を公表します。

予算 (単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業	その他事業	法人共通	合 計
収入	645	1,486	141	2	2,274
業務収入	645	—	—	—	645
補助金収入	—	—	139	—	139
受託金収入	—	1,486	—	—	1,486
負担金収入	—	—	2	—	2
長期借入金等収入	—	—	—	—	—
雑収入	0	—	—	2	2
繰越金受入	—	—	—	—	—
支出	517	1,335	62	358	2,272
固有事業	517	—	—	—	517
受託事業	—	1,335	—	—	1,335
その他事業	—	—	62	—	62
人件費	—	—	—	285	285
一般管理費	—	—	—	73	73

資金計画 (単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業	その他事業	法人共通	合 計
資金支出	821	1,337	64	392	2,614
業務活動による支出	459	1,337	64	358	2,218
投資活動による支出	—	—	—	—	—
財務活動による支出	85	—	—	—	85
翌年度への繰越金	277	—	—	34	311
資金収入	948	1,488	143	35	2,614
業務活動による収入	645	1,486	141	2	2,274
業務収入	645	—	—	—	645
受託金収入	—	1,486	—	—	1,486
その他の収入	0	—	141	2	143
投資活動による収入	—	—	—	—	—
財務活動による収入	—	—	—	—	—
前年度からの繰越金	303	2	2	33	340

収支計画 (単位:百万円)

区 分	固有事業	受託事業	その他事業	法人共通	合 計
費用の部	507	1,335	63	357	2,262
経常費用	507	1,335	63	357	2,262
業務費用	504	1,335	63	—	1,902
一般管理費	—	—	—	357	357
人件費	—	—	—	285	285
物件費	—	—	—	72	72
財務費用	3	—	—	—	3
雑損	—	—	—	—	—
臨時損失	0	—	—	—	0
収益の部	659	1,486	141	—	2,286
経常収益	659	1,486	141	—	2,286
業務収入	645	—	—	—	645
受託収入	—	1,486	—	—	1,486
補助金等収益	13	—	141	—	154
財務収益	0	—	—	—	0
雑益	—	—	—	—	—
臨時利益	—	—	—	—	—
繰出金・繰入金※	△ 126	△ 151	△ 78	356	0
純利益	25	—	—	△ 1	24
目的積立金取崩額	—	—	—	—	—
総利益	25	—	—	△ 1	24

※繰出金・繰入金は各セグメント間の内部振替項目であります。

※計数は単位未満を四捨五入しているため  
合計額が一致しないことがある。